

4月から「新予防給付」が始まります

市では平成19年4月から「新予防給付」という介護予防を重視した新しいサービスを始めます。

新予防給付では、運動器機能向上や栄養改善、口腔機能向上を取り入れ、要介護状態の改善や悪化防止に効果的な介護予防サービスを提供します。

● 要介護状態区分も変わります

新予防給付の開始に伴い「要支援・要介護1～5」の6区分が、「要支援1・2、要介護1～5」の7区分に変わります。（下のイメージ図参照）

● これからの介護保険サービスの重要点

①自分でできることは、できる限り自分で！

安易にサービスに頼れば、生活機能はどんどん低下していきます。できる限り自立した生活を続けるために、本来持つ自分の力を発揮していきましょう。

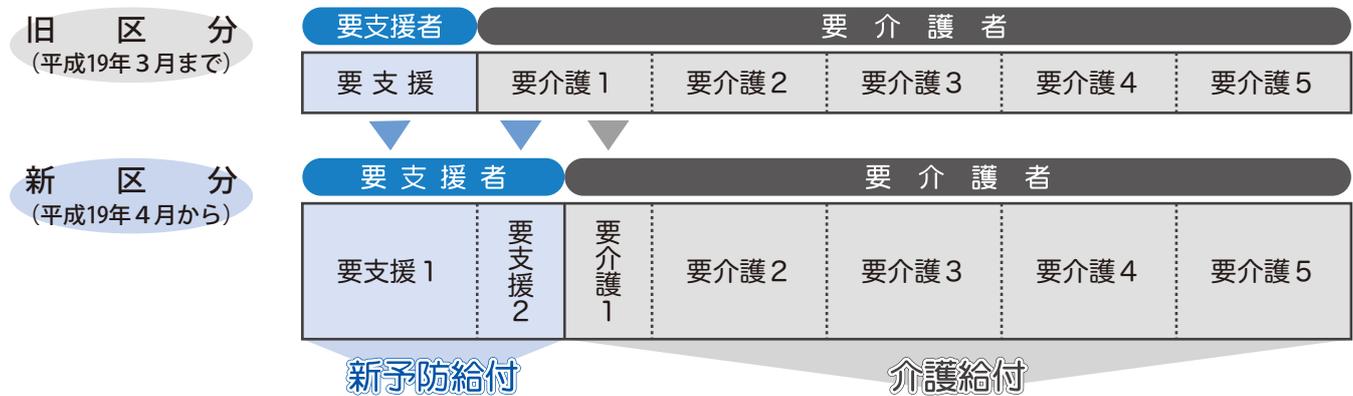
②目標志向型のサービス利用！

漠然と同じサービスを利用し続けるのではなく、明確な目標設定を行い、一定期間後にそれが達成されたかどうかを評価して、サービスを再検討します。

③したいこと・できるようにになりたいことを大切に！

「こういう生活をしていきたい」「こんな夢を実現したい」という、一人ひとりの生活・人生・自己実現を支援することが介護予防の目的です。あなたの意思、意欲が何より尊重されます。

● 要介護状態区分のイメージ図



● 要介護・要支援の目安

要介護状態区分	心身の状態の例
要支援1	食事や排泄はほとんど自分ひとりでできるが、掃除など身の回りの世話の一部に何らかの介助が必要。など
要支援2	食事や排泄はほとんど自分ひとりでできるが、身だしなみや掃除など身の回りの世話に何らかの介助が必要で、その状態の改善の可能性が高い。など
要介護1	食事や排泄はほとんど自分ひとりでできるが、身だしなみや掃除など身の回りの世話に何らかの介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。など

※要介護2～要介護5の「心身の状態の例」については、従来と同じです。

新予防給付の利用の流れ

新予防給付の介護予防サービスは、要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方が利用できます。新予防給付の利用手順は、次のとおりです。

連絡

利用を希望する方は、まず地域包括支援センター（市庁舎別館高齢介護課内）へ連絡してください。後日「介護予防ケアプラン」の作成や、利用の契約について説明に伺います。

計画作成

地域包括支援センターや市の委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用希望者と話し合い、利用希望者の状態に合った内容で介護予防ケアプランを作成します。

利用

介護予防ケアプランに基づいて、自立に向けた介護予防サービスを利用します。

評価

地域包括支援センターとケアマネジャーが、定期的に利用者の目標達成状況を評価し、介護予防ケアプランの見直しが必要な場合は、利用者に応じた内容に作り直します。

お問い合わせ先

- 地域包括支援センター（市庁舎別館高齢介護課） TEL0897-56-5151 内線2348
- 丹原総合支所市民福祉課 福祉係 TEL0898-68-7300 内線281
- 東予総合支所市民福祉課 福祉係 TEL0898-64-2700 内線133
- 小松総合支所市民福祉課 福祉係 TEL0898-72-2111 内線123